足立区消費者団体活動助成要綱

　（目的）

第１条　消費生活に関わる身近な問題を調査研究する団体に対し、その活動を助成することにより、自立した消費者を育成することを目的とする。

（助成対象団体）

第２条　この要綱に基づく助成金（以下「本助成金」という。）の交付の対象となる団体は、足立区消費者団体登録要綱に基づき足立区消費者団体に登録をしているものとする。

（助成対象内容）

第３条　本助成金の交付の対象となる調査研究の内容は、消費生活に関わる身近な問題とし、営利を目的とせず、かつ、特定の商品の宣伝等を含まないものとする。

（助成対象経費）

第４条　本助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

　（１）　図書・資料購入費

　（２）　印刷費

　（３）　その他調査研究に必要な経費

（助成金の額）

第５条　本助成金の額は、前条の助成対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、３万円を限度とする。

（助成金の申請）

第６条　本助成金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、調査研究課題その他必要な事項を記載した消費者団体活動助成申請書（第１号様式）を区長に提出するものとする。

２　申請者は、前項の消費者団体活動助成申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

（助成金の決定）

第７条　区長は、前条第１項の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、本助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、本助成金の交付を決定する。

２　前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、条件を付して決定することができる。

３　区長は、第１項の規定により本助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を消費者団体活動助成決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

（助成金の交付）

第８条　前条の規定により交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）の代表者は、別に定める期日までに、請求書兼口座振替依頼書（第３号様式）及び支出報告書（第４号様式）に、第４条の助成対象経費の支払を証する書類を添付して区長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（調査研究活動期間）

第９条　調査研究の活動期間は、原則として４月から翌年３月までの１年間とする。

（全体連絡会への出席）

第１０条　交付決定団体は、足立区が主催する連絡会に出席し、各団体間での情報交換及び活動報告を行うものとする。

（研究成果の報告）

第１１条　交付決定団体は、別に定める期日までに、研究成果報告書（第５号様式）に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

　（調査研究成果の公表等）

第１２条　調査研究成果については、足立区が報告集を作成し、公表する。

２　交付決定団体は、足立区消費者センターの事業において、当該調査研究活動の発表会及び展示会等を行うものとする。

　（助成団体の決定取消し）

第１３条　交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、本助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（１）　偽りその他不正の手段により本助成金の交付を受けたとき。

　（２）　その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱の規定に違反したとき。

（規則の適用）

第１４条　この要綱に定めのない事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）に定めるところによる。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

　　　付　則（３０足産政発第１４３３号　平成３０年１１月１日　区長決定）

　（施行期日）

１　この要綱は、決定の日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の日（以下施行日という。）前に３０足産政発第１４３２号平成３０年１０月３１日区長決定により廃止した消費生活問題調査研究グループ助成要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付　則（６足産政発第２０５５号　令和７年３月３日　区長決定）

　（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の際、改正前の消費生活問題調査研究グループ助成要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第１号様式（第６条関係）

消費者団体活動助成申請書

　　年　　月　　日

（提出先）

足立区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　下記のとおり　　　　　年度消費者団体活動助成への参加を申し込みます。

記

　１　調査研究課題

　２　年間活動予定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 活　動　内　容 | 支　出　内　容 | 金　額 |
| ４月 |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |
| 10月 |  |  |  |
| 11月 |  |  |  |
| 12月 |  |  |  |
| １月 |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |

第２号様式（第７条関係）

足　　発第　　　　号

　　年　　月　　日

団　体　名

　　　　　　　　　　　様

消費者団体活動助成決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった「消費者団体活動助成」について、審査の結果、貴団体を助成することに決定しましたのでお知らせします。

　ただし、次の事項に該当するときは決定を取り消すことがあります。

　（１）　偽りその他不正の手段により本助成金の交付を受けたとき。

　（２）　その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱で定めた条件に違反したとき。

　　　　　　　　　　　　　　　　　足立区長

第３号様式（第８条関係）

請求書兼口座振替依頼書

(提出先)

足立区長

金　　　　　　　　　　円也

ただし、　　　　　消費者団体活動助成金として上記のとおり請求いたします。

　なお、請求金額は、下記口座にお振込みください。

　　年　　月　　日

団　体　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

住所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 |  | 　銀　　行 |  |  | 本店 |
|  | 　　信用金庫 |  |  | 支店 |
|  | 　　信用組合 |  |  | 出張所 |
|  | 　　農　　協 |  |  |  |
| 振　込　口　座 | 　預金種別 | 1普通 |  | 2当座 |  | 4貯蓄 | （○で囲む） |
| 　口座番号 |  |  |  |  |  |  |
| 　フリガナ |  |  |  |  |  |  |
| 　氏　　名 |  |  |  |  |  |  |

第４号様式（第８条関係）

支　出　報　告　書

　　年　　月　　日

（提出先）

足立区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　下記のとおり、消費者団体活動に係る支出について報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内　　　　容 | 金　額 | 内　　　　容 | 金　額 |
|  |  |  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　合　　　　計 |  |

第５号様式（第１１条関係）

　　年　　月　　日

（提出先）

足立区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　研究の成果について、別添のとおり報告します。